



三県局整備第641号
令和5年11月22日

株式会社 成商クリーンサービス
代表取締役 早川 桂一 殿

青森県知事 宮 下 宗 一 郎



解体工事業の登録について（通知）

令和5年11月7日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり登録したので通知します。

記

登録番号 青森県知事（登一5）第257号

登録年月日 令和5年11月22日

登録の有効期間 令和5年11月23日から令和10年11月22日まで

- 注1) 5年ごとに更新を受けなければ、この登録の効力は失います。登録の更新を受けるには、登録の有効期間が満了する日の30日前までに、登録の更新申請を行う必要があります。
- 注2) 建設業法に係る土木工事業、建築工事業及び解体工事業の許可を受けた場合は、その旨を通知しなければいけません。

三八地域県民局地域整備部
住所：八戸市大字尻内町字鴨田7
TEL：0178-27-5151